



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

資料 6

# 地方教育行政の現状等に関する資料

平成25年5月  
文部科学省初等中等教育局

# 1. 教育委員会制度の仕組みと趣旨

## ① 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- 教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。
- 教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙。任期は1年で再任可
- 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。(教育委員長との兼任不可)

## ② 教育委員会制度の趣旨

### A 政治的中立性の確保

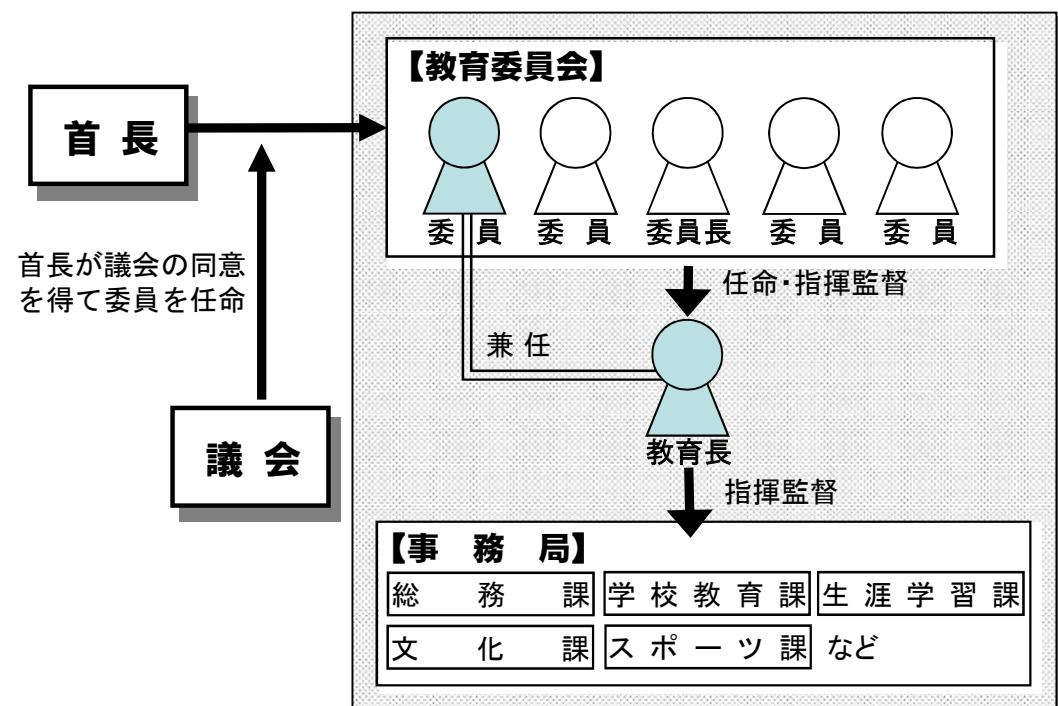
教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

### B 繼続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

### C 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。



## 2. 地方教育行政について指摘されている課題

### (1) 権限と責任の所在が不明確

- 非常勤の教育委員からなる合議体がトップであることや教育委員長(教育委員会の代表)と教育長(事務をつかさどる)との関係が分かりにくい
- 市町村立学校の管理権限は市町村教育委員会にあるが、教職員(県費負担教職員)の任命権は都道府県教育委員会、予算の執行等の財政的権限は市町村長と、権限と責任の主体が分散している
- 特に、地方において法令違反や児童生徒の生命、身体、教育を受ける権利を侵害する重大な事態が発生した際に、国の責任の果たし方は十分か

### (2) 地域住民の意向を十分に反映していない

- 直接選挙で選ばれる首長との意思疎通、連携に課題がある。
- 教育委員の一部や事務局職員の多くは教育関係者やそのOBが占め、閉鎖的、かつ、教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向がある

### (3) 教育委員会の審議等が形骸化している

- 教育委員は、十分な情報を持たず、教育委員会自体は事務局の提出する案を追認するだけで実質的な意思決定を行っていない
- 小規模市町村教育委員会の事務処理体制が不十分

### (4) 迅速さ、機動性に欠ける

- 非常勤の教育委員からなる合議体であり、会議も月に1～2回開催される程度であるため、迅速な意思決定ができない

### 3. 地方教育行政制度の変遷（主な制度改正）

#### 教育委員会制度創設（昭和23年）

- 教育の地方分権 ○教育行政への民意の反映(教育委員公選制)  
・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)



#### 教育委員公選制等見直し（昭和31年）

- 教育委員の公選制廃止(任命制の導入) ⇒ 教育委員会に党派的対立が持ち込まれる弊害を解消
- 教育長の任命承認制度の導入 ⇒ 教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認
- 教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止 ⇒ 一般行政との調和

#### 教育における「団体自治」を強化（平成11年法改正）

- 教育長の任命承認制度の廃止 ⇒ 地方の責任による教育長の任命
- 市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止 ⇒ 地方の主体性の尊重

#### 教育における「住民自治」を強化（平成13年法改正）

- 教育委員の構成の多様化 ⇒ 地域の多様な意向の反映  
(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること、保護者が含まれるように努めることを規定。)
- 教育委員会会議の原則公開 ⇒ 教育行政の説明責任を果たす

#### 学校運営協議会（平成16年法改正）

- 学校運営協議会を設置可能に ⇒ 地域住民、保護者等が学校運営に参画可能に  
学校運営協議会の権限: ①学校運営の基本方針の承認  
②学校運営について教育委員会または校長に意見  
③教職員の任用について、教育委員会に意見

#### 国、教育委員会の責任を明確化（平成19年法改正）

- 教育委員会の責任体制の明確化 ○教育委員会の体制の充実
- 教育における地方分権の推進 ○教育における国の責任の果たし方 ○私立学校に関する教育行政

地域の意向を反映した  
主体的な教育行政の推進

地方公共団体の  
責任の拡大（地方分権）

# 4. 教育再生会議の議論を踏まえた改正（平成19年）

## ① 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記する。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することを規定する。
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

## ② 教育委員会の体制の充実

- 市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。
- 市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。
- 教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

## ③ 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。
- 文化・スポーツの事務を首長が担当できるようする。
- 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

## ⑤ 私立学校に関する教育行政

- 知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができる旨の規定を設ける。

## ④ 教育における国の責任の果たし方

- 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができる旨の規定を設ける。
- 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講すべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行う旨の規定を設ける。
- 上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知する。

## 5. 教育委員会制度改革をめぐる様々な議論 ①

政 党	地方教育行政に関する主な主張（第46回衆議院総選挙における公約より）
<b>自由民主党</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・首長が議会の同意を得て任命する「常勤」の「教育長」を教育委員会の責任者とするなど、教育委員会制度を抜本的に改革。</li><li>・いじめの隠ぺいなど、法令違反や児童生徒の「教育を受ける権利」の侵害に対しては、公教育の最終責任者たる国が責任を果たせるよう改革。</li></ul>
<b>公明党</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめや不登校問題など学校現場の様々な問題に対応するため、委員選定や委員会の権限をはじめとする教育委員会の在り方を抜本的に見直し、その機能強化を図る。</li><li>・学校ごとの裁量を広げ、教員の創意工夫を奨励する制度を推進。</li></ul>
<b>民主党</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティスクール(土曜授業も含む)を更に増やす。</li><li>・地方教育行政法を見直し、現在の教育委員会制度を見直す。</li></ul>
<b>日本維新の会</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育制度改革(教育委員会制度の廃止を含む)</li></ul>
<b>みんなの党</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方自治体の判断により教育委員会を設置するか否かを決定できるようにする等、地域の実情に応じた教育行政が展開できる環境整備</li><li>・教育は市町村、現場の学校に任せることを基本とし、国の役割は最低限の教育水準の維持にとどめ、地域の実情に合わせたユニークな 教育の実施</li><li>・学校を地域社会に開放し、地域社会の核に。学校経営も保護者・住民・教育専門家等による運営委員会で実施。</li></ul>
<b>社会民主党</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育委員会の在り方を抜本的に見直し、機能を強化。</li><li>・学校ごとの裁量を広げ、教職員の自発的取組が生かされるよう制度を整備。</li><li>・地方教育委員会に予算権を付与し、地域の実態を反映した教育計画の立案・推進を可能にする等、教育の民主化の推進。</li></ul>
<b>共産党</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育への政治支配をやめさせる。</li><li>・民主的な学校運営、住民参加の学校づくり(教育委員の公選、学校への住民参加)</li></ul>

※日本未来の党、新党大地、国民新党、新党日本、新党改革の公約には地方教育行政に関する記述なし。

## 5. 教育委員会制度改革をめぐる様々な議論 ②

団体名	提言の主な内容
<b>全国知事会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会と首長部局の権限配分は、自治体の自主性に委ねる。教育委員会を選択制とする。 (出典:今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に向けた提案事項(平成24年7月))</li> </ul>
<b>全国市長会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の設置について、選択制を導入すること。 (出典:決議・重点提言・提言(平成24年6月))</li> </ul>
<b>全国町村会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。また、「教育監査委員会」、「学校理事会」等新たな制度設計を行う場合には、町村の意見を十分に尊重すること。 (出典:平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見(平成24年7月))</li> </ul>
<b>全国都道府県教育委員長協議会</b> <b>全国都道府県教育長協議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会制度の在り方の見直しを検討するに当たっては、現行制度の検証を十分に行うこと。また、各都道府県。市区町村教委の意見を十分に聴取した上で、検討することとし、その意見を尊重したものとすること。 (出典:平成25年度国の施策並びに予算に関する要望(平成24年7月))</li> </ul>
<b>中核市教育長会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の教育委員会制度を堅持し、首長からの政治的中立性を保つとともに、合議制を維持</li> <li>これまでの教育委員長と教育長を一体化させた教育委員会を代表して責任を負う常勤の特別職である「(仮称)代表責任者」(首長が議会の同意を得た上で直接任命)を置く</li> <li>教育委員会の役割を基本的な方針や政治的中立性に配慮すべき事項の決定と教育行政運営へのチェック機能とする</li> <li>教育行政の基本的な方針等の決定時における首長と教育委員会との事前協議の義務化など、首長と教育委員会による連携協働体制を制度化</li> </ul> <p>(出典:これからの地域主権型地方教育行政における教育委員会制度の在り方について(平成25年1月))</p>
<b>全国市町村教育委員会連合会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育行政の中立性・安定性・継続性を確保するための教育委員会制度の維持・充実 (出典:平成25年度 文教施策と予算に関する要望書(平成24年7月))</li> </ul>
<b>全国町村教育長会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育行政の中立性・安定性・継続性を確保するための教育委員会制度の堅持と充実に向けての支援 (出典:平成25年 文教予算編成 並びに立法措置に関する要望書(平成24年7月))</li> </ul>

# 參考資料

# 1. 制度の概要

## (1) 教育委員会制度が導入された経緯

戦前は、教育に関する事務は専ら国の事務とされ、地方では、府県知事及び市町村長が国の教育事務を執行していた。

戦後、米国教育使節団の報告や教育刷新委員会の提言に基づき、教育制度の抜本的な改革が進められた。その一環として、地方教育行政制度について、昭和23年に「教育委員会法」が定められ、教育委員会制度が導入された。教育委員の選任については、公選制を採用。

### 米国教育使節団報告書(昭和21年3月31日)

#### 第三章 初等及び中等学校の教育行政

##### 【都道府県庁の権限】

公立の初等及び中等教育の管理に対する責任は都道府県および地方的下部行政区画(すなわち市町村等)に委せらるべきである。各都道府県に教育委員会または機関が設立され、そしてそれは政治的に独立し、一般民衆の投票の結果選出された代議的公民によって構成されるよう勧告する。

##### 【地方的下部行政区画(市町村)の権限】

各都市またはその他の地方的下部行政区画においては、国民の選んだ一般人によって教育機関が構成されてこの機関が法令に従って、その地方にあるすべての公立の初等及び中等学校の管理をつかさどるようわれわれはすすめる。

### 教育刷新委員会第1回建議(昭和21年12月27日)

- 一. 教育行政は左の点に留意して根本的に刷新すること。
  1. 従来の官僚的な画一主義と形式主義の是正。
  2. 教育に於ける公正な民意の尊重。
  3. 教育の自主性の確保と教育行政の地方分権。

(略)
- 二. 右の方針にもとづき教育行政はなるべく一般地方行政より独立し且つ国民の自治による組織をもつて行うこととし、そのためには、市町村及び府県に公民の選挙による教育委員会を設けて教育に関する議決機関となし教育委員会が教育総長(仮称)を選任してこれを執行の責任者とする制度を定めること。(略)



米国教育使節団

教育委員の公選を通じ、教育委員会に政治的対立が持ち込まれるなど、当時の教育委員会制度の弊害が指摘されたため、「教育委員会法」に替えて昭和31年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定。教育委員の選任については、公選が廃止され、首長が議会の同意を得て任命することとされた。

## (2) 教育事務の役割分担（教育委員会・首長・学校）

### ① 教育委員会と首長の職務分担

教育委員会	○学校教育に関すること ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備	○社会教育に関すること ・講座、集会の開設等社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置、管理 ○文化財の保護に関すること ○学校における体育に関すること
原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務	○文化に関すること ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理	○スポーツに関すること ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理
知事 市町村長	○大学に関すること ○私立学校に関すること ○教育財産の取得・処分 ○契約の締結 ○予算の執行	

### ② 合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務（教育長に委任できない事務）

- 教育に関する事務の管理・執行の基本の方針に関すること
- 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること

### ③教育委員会と学校の関係(小中学校の場合の例)

	教育委員会の職務	校長の職務
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の設置、管理及び廃止に関する事務の管理及び執行</li> <li>○学校管理規則の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校務をつかさどる</li> </ul>
教育課程 (カリキュラム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課程の管理</li> <li>○教科書その他の教材の取扱いに関する事務の管理、執行</li> <li>○教材の取扱いについての規則の制定</li> <li>○学期及び長期休業日等の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課程の編成・実施</li> <li>○年間指導計画等の策定、教育委員会への届出等</li> <li>○指導要録の作成等</li> <li>○課程の修了・卒業の認定</li> <li>○教材の決定</li> </ul>
児童・生徒の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学事務(就学すべき小・中学校の指定等)</li> <li>○出席停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出席状況の把握</li> <li>○障害の状態の変化への対応</li> <li>○児童・生徒の懲戒</li> </ul>
保健・安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食の実施</li> <li>○就学時の健康診断の実施</li> <li>○感染症予防のための臨時休業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の健康診断の実施</li> <li>○感染症予防のための出席停止</li> <li>○非常変災時の臨時休業</li> </ul>
教職員人事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市費負担教職員の採用、異動、懲戒</li> <li>○県費負担教職員の異動、懲戒について都道府県教育委員会への内申</li> <li>○服務監督</li> <li>○勤務評定の計画、校長の行った評定の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の採用、異動、懲戒に関する教育委員会への意見の申出</li> <li>○校内人事、校務分掌の決定</li> <li>○教職員の服務監督、勤務時間の割振り、年休の承認等</li> <li>○勤務評定の実施</li> </ul>
予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校への予算配当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物品購入の決定(限度額、品目指定あり)</li> </ul>
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設・設備の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の施設・設備の管理</li> <li>○学校施設の目的外使用の許可</li> </ul>

## (参考) 地方公共団体における行政委員会

### ①概要・理念

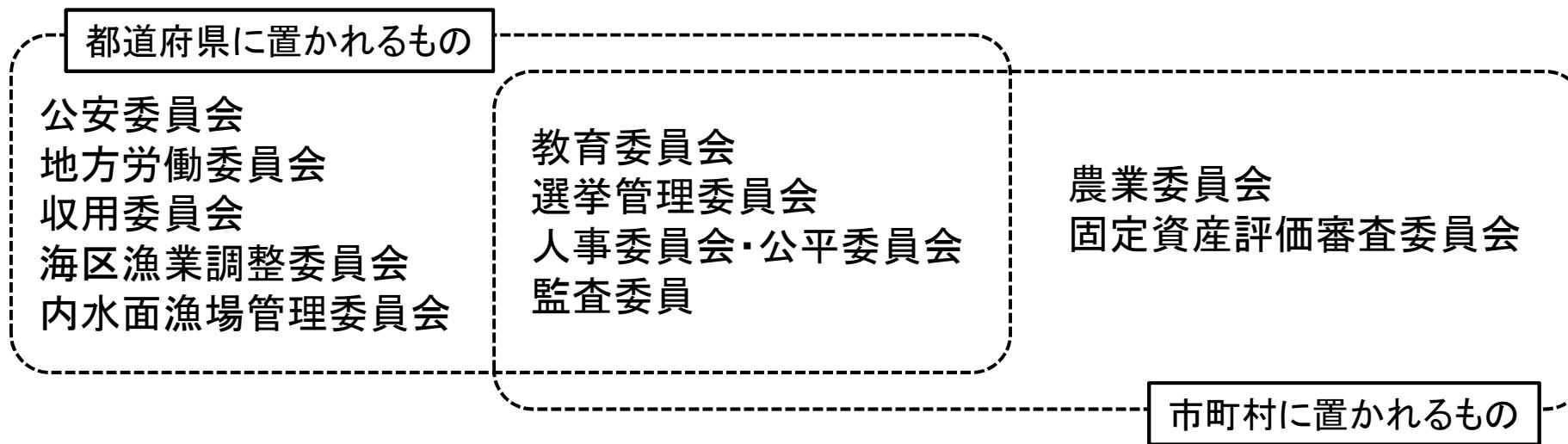
地方公共団体の執行機関としては、公選制による首長のほか、次のような趣旨から、長から独立した地位・権限を有する委員会等が設置されている。(執行機関多元主義)

- ① 1機関への権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する
- ② それぞれの機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保する(※)
- ③ 住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保する

-- (※)中立的運営の確保の事例 --

- (1) 政治的中立性を確保：教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会
- (2) 公平、公正な行政を確保：人事委員会・公平委員会、監査委員
- (3) 利害関係の調整：地方労働委員会、農業委員会
- (4) 審判手続等の慎重さを確保：収用委員会、固定資産評価審査委員会

### ②行政委員会の種類



### ③行政委員会の主な特徴

- ① 数人の構成員からなる**合議制の機関**
- ② **委員の構成について一定の配慮**が行われるとともに、**委員の身分を保障**
- ③ 権限行使について**首長から独立性**を有し、**自らの判断と責任において事務を執行**
- ④ **規則制定権**を有するほか、審判、裁定等を行う権限を有するものもある

### ④地方公共団体の一体的な行政を確保する仕組み

地方公共団体の執行機関は、長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する機関によって系統的に構成し、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するようにしなければならないものとされている。(地方自治法第138条の3)

制度的には、以下のような仕組みにより保障している。

- ① 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。(地方自治法第180条の6)
- ② 委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、委員会が事務局の局部課の新設等についての規則を制定・変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない。(地方自治法第180条の4)
- ③ 委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する。(地方自治法第221条、第238条の2)
- ④ 首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能。(地方自治法第180条の2、第180条の3、第180条の7)

### (3) 教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担（義務教育の例）

主な役割	
国	<p><u>学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定</u>            (例) ・「学校教育法」等による学校教育制度の制定            ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の制定            ・教科書検定制度            ・教職員免許制度(免許状の種類,授与権者,効力等)の設定</p> <p><u>全国的な基準の設定</u>            (例) ・小中学校等の学校の設置基準(編制,施設設備等)の設定            ・学級編制と教職員定数の標準の設定</p> <p><u>地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援</u>            (例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費と校舎の建設等に要する経費の国庫負担            ・教科書の無償給与</p> <p><u>指導・助言・援助</u>            (例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
都道府県	<p><u>広域的な処理を必要とする教育事業の実施</u>            (例) ・市町村立小・中学校等の教職員の任命</p> <p><u>市町村における教育条件整備に対する財政的支援</u>            (例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担</p> <p><u>指導・助言・援助</u>            (例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
市町村	<p><u>学校等の設置管理</u>            (例) ・市町村立の小・中学校の設置管理</p>
学校	<p><u>教育の実施</u>            (例) ・教育の実施</p>

#### 教育基本法

第16条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

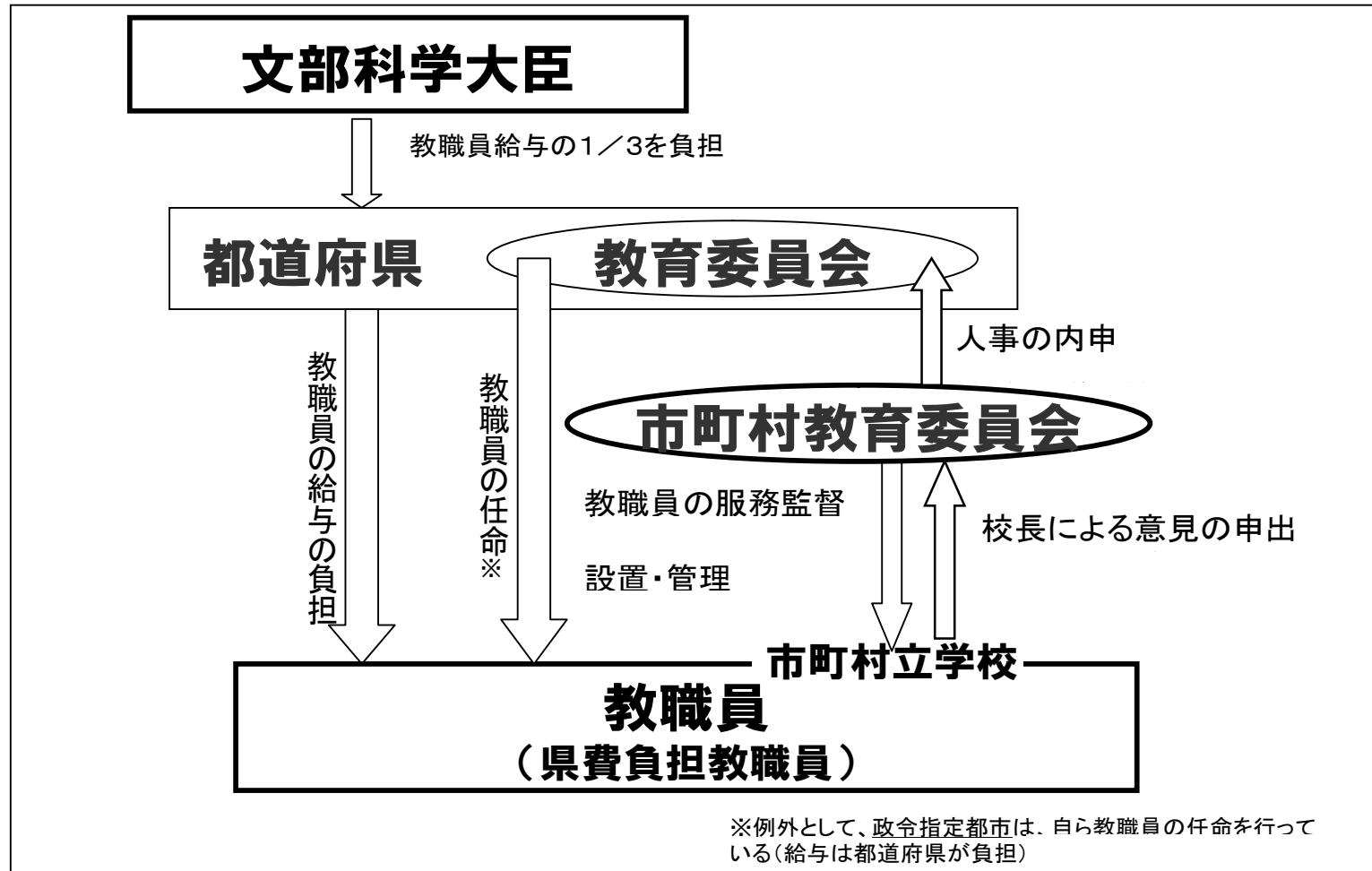
4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

## (4) 県費負担教職員制度について

- 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



## (5) 政治的中立性・安定性・継続性確保のための仕組み

### ①首長からの独立制

学校等教育機関の設置管理など教育事務については、教育委員会に単独で事務を執行する権限を付与。

⇒首長から独立した権限を持つことにより、教育行政の中立性等を確保。

### ②合議制

多数決により教育行政の基本方針を決定。

⇒独任制ではなく、合議制にすることにより、教育行政の方針が一個人の価値判断に左右されることを防ぐ。

### ③委員の交代の時期は重ならない

#### 【最初に任命される委員の任期】

- ・定数6人の場合  
4年:2人、3年:1人、2年:2人、1年:1人
- ・定数5人の場合  
4年:2人、3年:1人、2年:1人、1年:1人
- ・定数3人の場合  
4年:1人、3年:1人、2年:1人

※以降、原則毎年1人ずつが交代(途中辞職の場合、前任者の残任期間が任期となる)

⇒①委員の交代により急激に教育行政の方針が変わることを避ける。  
②首長・議員の任期が4年であるため、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性がおびやかされることを防ぐ。

### ④委員の身分保障

任期中は一定の事由がある場合を除いては、失職・罷免されない。

⇒委員の身分を保証して教育行政の安定を確保。

### ⑤同一政党所属の委員の制限

同一政党所属者を委員数の半数未満に制限。

⇒委員会の中立性を確保。

### ⑥委員の政治活動を制限

教育委員は、政治的団体の役員となったり、積極的な政治活動をすることが禁止されている。

⇒委員の中立性を確保。

## (6) 教育長に関する制度の変遷の概要

都道府県				改正等	市町村					
任命方式	適材確保	勤務形態			任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇	
		兼職	任期				兼職	任期		
教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職	昭和23年 教育委員会法	教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	
	免許制				昭和24年	免許制			一般職	
	任用資格制				昭和28年		(役員と兼任が可能)	(役員と兼任が可能)	(兼任なら特別職)	
					昭和29年	任用資格制				
							(行政の総合化、財政の効率化等をめぐる論議)			
	任命承認制		任期なし		昭和31年 地方教育行政法	委員のうちから教育委員会が任命	任命承認制	必ず委員と兼任する	委員として任期制	
					平成10年 中教審答申等				委員として特別職	
							(都道府県と市町村の役割分担等をめぐる論議)			
委員のうちから教育委員会が任命	議会同意制	必ず委員と兼任する (委員長との兼任は禁止)	委員として任期制	委員として特別職	平成11年 地方分権一括法による改正		議会同意制	必ず委員と兼任する (委員長との兼任を禁止)		

注) 昭和24年は教育職員免許法、昭和28年は地方自治法の改正、昭和29年は教育職員免許法等の改正。

## 2. 教育委員会の状況に関するデータ

### (1) 教育委員会の設置状況

	都道府県	市町村等	市	特別区	町	村
教育委員会数 (構成比)	47 (一)	1,831 (100.0%)	786 (42.9%)	23 (1.3%)	750 (41.0%)	183 (10.0%)
	全部事務組合	共同設置	一部事務組合	広域連合		
	0 (0.0%)	1 (0.1%)	86 (4.7%)	2 (0.1%)		

### (2) 教育委員の状況

#### (都道府県)

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合	教職経験者の割合	保護者の割合
232人	3.9年	59.5歳	34.5%	22.4%	26.7%

職業					
医師、大学教員等	会社役員等	農林漁業等	商店経営等	その他	無職
40.9%	44.8%	0.4%	0.9%	0.9%	12.1%

平均報酬(月額)	
委員長	委員 ※
238,734円	206,203円

※教育長たる教育委員は除く

(出典)教育行政調査(平成23年度)  
地方公務員給与の実態(平成23年)

## (2) 教育委員の状況（続き）

### （市町村）

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合	教職経験者の割合	保護者の割合
7,275人	4.6年	59.3歳	34.9%	28.3%	29.9%

職業					
医師、大学教員等	会社役員等	農林漁業等	商店経営等	その他	無職
23.6%	18.9%	9.6%	6.9%	5.6%	35.3%

委員長の平均報酬(月額)			
指定都市	特別区	市	町村
271,513円	297,809円	76,063円	35,893円

委員の平均報酬(月額)※			
指定都市	特別区	市	町村
233,920円	244,357円	62,933円	28,266円

※教育長たる教育委員は除く

(出典)教育行政調査(平成23年度)

地方公務員給与の実態(平成23年)

### (3) 教育長の状況

#### (都道府県)

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合
47人	2.1年	60.5歳	4.3%

一般行政経験者の割合	教育行政経験者の割合	教職経験者の割合	平均報酬(月額)
61.7%	76.6%	34.0%	759,872円

#### (市町村)

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合
1,720人	3.6年	63.4歳	3.5%

一般行政経験者の割合	教育行政経験者の割合	教職経験者の割合
32.2%	78.7%	69.8%

平均報酬(月額)			
指定都市	特別区	市	町村
692,689円	780,539円	628,098円	527,705円

(出典)教育行政調査(平成23年度)  
地方公務員給与の実態(平成23年)

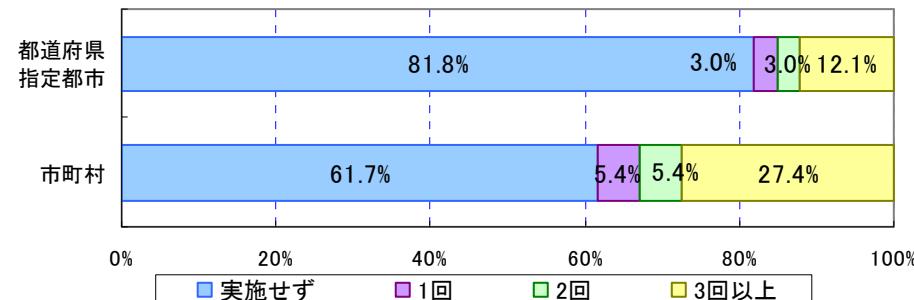
## (4) 教育委員会の運営の状況

### 教育委員会と首長との意見交換会の開催状況

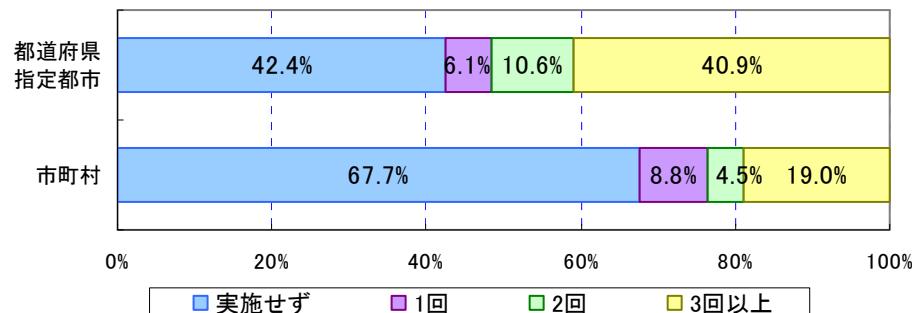
総数	開催している	1回	2回	3回以上
都道府県・指定都市	43.9%	30.3%	12.1%	1.5%
市町村	33.4%	25.2%	5.2%	3.0%

(出典)教育委員会の現状に関する調査(平成23年度間)

### 教育委員会会議で学校や事務局に寄せられた意見等を紹介した教育委員会の割合



### 保護者や地域住民の意見等を聴取し、意見交換を実施した教育委員会の割合

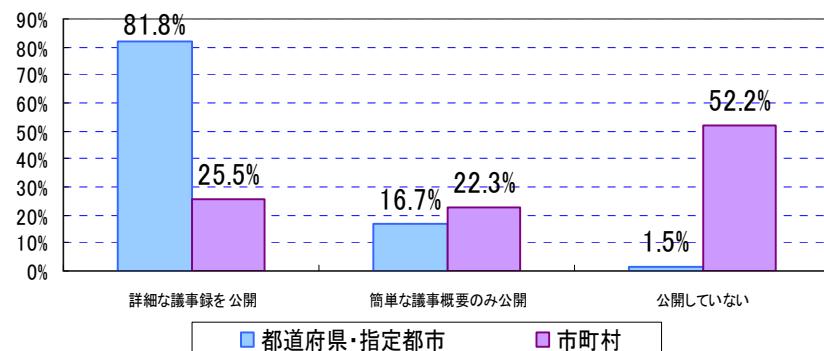


### 教育委員・教育長の公募状況

- 平成24年3月1日時点で、公募により選任された教育委員が在任している教育委員会  
計 28団体

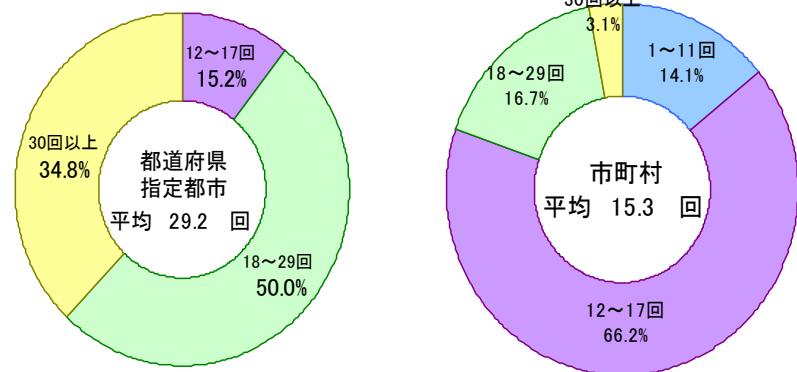
- 平成24年3月1日時点で、公募により選任された教育長が在任している教育委員会  
計 7団体

### 教育委員会会議の議事録の公開状況



(出典)教育委員会の現状に関する調査(平成23年度間)

## 教育委員会会議の開催回数（年間）



## 教育委員会会議1回当たりの平均開催時間（時間）

都道府県・指定都市	市町村
1.6	1.6

## 教育委員会会議の運営の工夫の状況

※( )内は平成22年度間の数値

	都道府県 指定都市	市町村
①教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	66.7% (63.6%)	14.5% (15.3%)
②教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定	7.6% (10.6%)	9.5% (9.7%)
③教育委員会会議開催前の事前資料の配布	89.4% (89.4%)	63.4% (61.8%)
④土日・祝日の開催	7.6% (7.6%)	6.3% (4.0%)
⑤夕方以降の時間帯(17:00～)の開催	7.6% (9.1%)	15.3% (14.1%)
⑥傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催	19.7% (15.2%)	11.0% (9.7%)
⑦移動(出張)教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	22.7% (24.2%)	19.5% (18.3%)
⑧教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	95.5% (93.9%)	33.0% (30.4%)

## 都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修（年間開催回数）

県内全市町村対象	県内一部市町村
1.2	1.2

## 自教育委員会で行った教育委員に対する研修（年間開催回数）

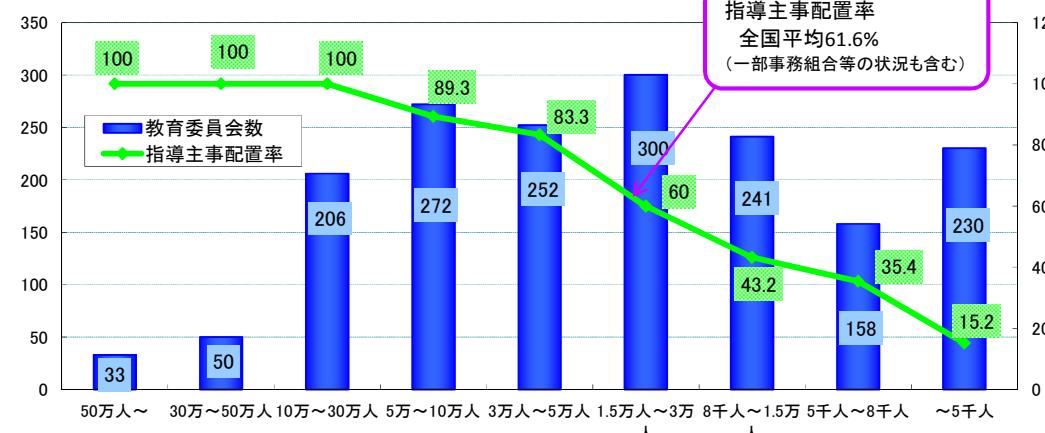
都道府県・指定都市	市町村
6.7	4.6

## 教育委員の学校（域内の学校を含む）への訪問状況



(出典)教育委員会の現状に関する調査(平成23年度間)

## 人口規模別に見た教育委員会数と指導主事配置率



区分	指導主事・充て指導主事を置く教育委員会
	平均人数
総数	5.3
50万人以上	40.1
30万人以上50万人未満	17.0
10万人以上30万人未満	8.3
5万人以上10万人未満	4.2
3万人以上5万人未満	2.7
1.5万人以上3万人未満	1.6
8千人以上1.5万人未満	1.2
5千人以上8千人未満	1.1
5千人未満	1.0

(出典)教育行政調査(平成23年度)

# 諸外国の教育行政制度

	日本 	アメリカ 	韓国 	イギリス 	フランス 	ドイツ 
国	○文部科学省	○連邦教育省	○教育部	○教育省 ○ビデオ革新技能省	○国民教育省 ○高等教育研究省	○連邦教育研究省 (学校外の職業教育及び大学外の研究開発を所管)
教育行政機関 (実施主体)	□地方自治体 ・都道府県：教育委員会 ・市町村：教育委員会  ※ 初等中等教育を有する「学区」は、市町村とは別の行政体。	□地方自治体 ・州：教育委員会 ・地方（学区）：教育委員会  ※ 初等中等教育を有する「学区」は、市町村とは別の行政体。	□地方自治体 ・広域市・道 教 育 監：執行機関 教育委員会：諮問機関 ※ 市町村には、教育に関する権限なし。	□地方自治体 ・地方議会 (地方教育当局)	■国 の出先機関 ・地域圏レベル（大学区）：大学区長 ※ 教育全般を有する「大学区」は地域圏とは別の国の教育行政区画。 ・県レベル：大学区国民教育事務局長 ・市町村レベル：国民教育視学官	■州及び州の出先機関 ・州：州文部省 ・地方自治体：州学務局（州の出先機関）
首長の選出方法	首長は直接選挙で選出  ○州：首長（州知事）は直接選挙で選出 ○地方（市町村等）：首長（市長等）は通常、直接選挙で選出。一部で議会任命制あるいは議員と行政各部の長を兼ねた理事制を採るところがある。	首長は直接選挙で選出  ○州：首長（州知事）は直接選挙で選出 ○地方（市町村等）：首長（市長等）は通常、直接選挙で選出。一部で議会任命制あるいは議員と行政各部の長を兼ねた理事制を採るところがある。	首長は直接選挙で選出  ○州：首長（州知事）は直接選挙で選出 ○地方（市町村等）：首長（市長等）は通常、直接選挙で選出。一部で議会任命制あるいは議員と行政各部の長を兼ねた理事制を採るところがある。	3つのパターンがある。 ・地方議会でカウンシルリーダーを選出（リーダーが地方内閣を組織） ・首長を公選（首長が地方内閣を組織） ・「首長」を置かず議員による「専門委員会制」を取る。	○地域圏、県では、議員の互選で選出する議長が執行権を有する首長。 ○市町村の首長は、議員の互選で選出。	○州政府は議院内閣制を探り、州の首相は州議会（一院制）が選任。 ○地方自治体の首長は直接公選制により選任。
国と地方の役割関係	(国の役割) ○国は、全国的な政策、制度、基準等を定め、地方に対し、指導、助言、援助。  (都道府県の役割) ○都道府県は、高等学校を設置・管理し、市町村に対し指導、助言、援助を行う。  (市町村の役割) ○市町村は、小中学校を設置・管理。	(連邦の役割) ○全般的な教育研究・開発、情報の収集・分析・提供等を行う。  (州の役割) ○州内の教育を統括し、教育の基本的な枠組みや基準の設定。 ・義務教育年限、年間授業日数等学校教育活動に関する大綱的な枠組み ・教員等の免許・資格認定 ・教育課程の基準の設定 ・ハイスクールの卒業要件  (学区の役割) ○学区は初等中等学校の設置・日々の管理運営を行う。 ・学校の設置及び校舎の建設 ・教員雇用及び教職員の学校への配置 ・児童生徒の就学すべき学校への振り分け	(国の役割) ○教育課程の基準の設定、教員の任用等、広範な領域にわたり権限を有する。  (広域市・道の役割) ○広域市・道の教育監は、教員採用を行い、初等中等学校を設置・運営。	(国の役割) ○国 の教育政策を策定し、教育制度全体の方向を定め、指揮・管理。  (地方自治体の役割) ○就学前教育を含む初中等学校を設置・維持。 ○学校に対する助言。 ○特別の教育ニーズに応える。 ○就学事務。 ○青少年の福祉の充実。 ○財務や人事、研修に関するサービスの提供。 ○親等の不服への対応。	(国の役割) ○教育課程の基準の設定、学位や資格の設定、教員の任用等、広範な領域にわたり権限を有する。  (地方自治体の役割) ○高等学校（地域圏）、中学校（県）、小学校（市町村）の設置・施設整備等を行う。	(連邦の役割) ○連邦は、学校外の職業教育及び大学外の研究開発のほかは高等教育の一部について権限を有するだけで、各州間の調整は各州文部大臣会議によって行われる。  (州の役割) ○初等中等教育に関する学校制度・教育課程の基準の設定、公立学校の教員の採用、地方自治体・各学校の監督。 ○地方に視学を配置し、小学校やギムナジウムなどの中等教育学校等を監督。  (地方自治体の役割) ○小学校や中等教育学校等を設置・維持。
学校の管理・運営	○市町村教育委員会は、公立小中学校を管理。 ○都道府県教育委員会は、公立高等学校を管理。 ○学校の施設、組織編制、教育課程等の管理運営の基本事項について教育委員会規則を定めることを法律上規定。	○学区教育委員会が初等中等学校を管理。	○学校政策決定の民主性、合理性、効率性を確保して学校教育目標達成に寄与するため、保護者、教員、地域住民が参画する学校運営委員会が設置されており、学校運営に関連する重要な意思決定を行う。	○学校の管理運営に関わる権限の多くは、保護者、校長を含む教職員、地方自治体の代表などからなる学校理事会が有する（予算の運用、教員の実質的な任用等）。 ○学校理事会は、意思決定機関として、人事、教育方針、教育課程に関する枠組みを作る。校長は執行機関として日々の管理運営に責任を負う。	○国は各地方に視学官を配置し、教育内容等を監督する。 ○市町村は小学校を設置し、県は中学校を設置し、地域圏は高等学校を設置する。 ○学校運営に保護者や生徒の意向を反映させる制度が設けられている（小学校では「学校評議会」、中・高校では「管理評議会」）。	○小学校やギムナジウムなどの中等教育学校等は、地方自治体が設置。 ○教育内容等の監督は、州が地方自治体に配置した視学が実施。 ○保護者や生徒の意向を反映させる「学校会議」等が設置されている。州によりその権限の内容や規模は異なる。
教育課程	○国が定める教育課程の基準に従い、都道府県・市町村教育委員会の指導、助言の下で、各学校において教育課程を作成し、それをふまえて各学校が教育課程を編成する。	○州が定める教育課程の基準に従い、各学校が教育課程を編成する。	○国が定める教育課程に従い、各学校が教育課程を編成する。	○国が定める全国共通カリキュラムに従い、各学校が教育課程を編成する。	○国が定める教育課程の基準に従い、大学区長等の指揮・監督の下に、各学校が教育課程を編成する。	○州が定める教育課程の基準に従い、州の出先機関である州学務局の監督の下、各学校が教育課程を編成する。
教員の身分	○教員は都道府県が雇用。 ○小、中学校教員については、都道府県が任命権を、市町村が服務監督権を持つ。給与は、国が1/3を、都道府県が2/3を負担。 ○高等学校教員については、設置者が任命監督し、給与も負担する。	○教員は学区が雇用。 ○学区教育委員会が任命権及び服務監督権を有する。 ○給与は主に州及び学区が負担。	○教員は国が雇用。その任用は教育人的資源部長官の委任を受けた教育監が行う。 ○給与は国が負担。	○教員は地方自治体が雇用。 ○学校理事会は必要な教員数を定めるほか、その募集、選考、配置など実質的に教員を任免。 ○給与は国が負担。	○教員は国が雇用。 ○給与は国が負担。	○教員は州の公務員であり、州が雇用。 ○州が任命権、服務監督権を有する。 ○給与は州が負担。